

## 野洲すみれ苑 指定短期入所事業 運営規程

### (事業の目的)

第1条 この規程は医療法人社団董会（以下、事業者という。）が設置する介護老人保健施設 野洲すみれ苑以下、「事業所」という。）が行う指定障害福祉サービス事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定に係る障害児者（以下、「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、適切な指定短期入所（以下、「本サービス」という。）を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 この事業所が実施する本事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

2 本事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 本事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、市町村、他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、事業の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 介護老人保健施設 野洲すみれ苑

(2) 所在地 滋賀県野洲市小篠原 490-1

### (従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者

事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 医師

医師は、利用者の日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(3) 看護職員

看護職員は医師の指示のもと、利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行なう。

(4) 介護職員

利用者の日常生活上の、世話、支援等を行う。

(5) 支援相談員

利用者及びその家族からの相談に適切に応じる。

(6) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士

医師や看護師等と協同して、日常生活の自立を助けるために、必要に応じてリハビリテーションを行う。

(7) 管理栄養士

利用者の栄養管理を行う。

(8) 事務職員

事業所運営に必要な事務を行う。

(事業所の類型)

第5条 事業所の類型は、空床利用型事業所とする。

(主たる対象者)

第6条 主たる対象者を以下のとおりとする。

障害児・者、重症心身障害児・者等で、医療型短期入所の支給決定を受けている者  
ただし、施設の設定等の状況で特別な医療を必要とする障害児・者、重症心身障害児・者等の受け入れが困難な場合があります。

(本サービスの内容)

第7条 この事業所が提供する本サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 食事の提供
- (2) 入浴または清しき
- (3) 日常生活上の介護
- (4) 機能訓練
- (5) 生活相談
- (6) 健康管理
- (7) その他日常生活上の世話

(利用者等から受領する費用の額等)

第8条 事業者は、本サービスを提供した際は、利用者等から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない本サービスを提供した際は、利用者等から厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

- 3 前2項の支払を受ける額のほか、本サービスにおいて提供される便宜に供する費用のうち、食費、光熱水費、日用品費その他の日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者が負担することが適当と認められるものの支払を利用者等から受けることができる。
- 4 前3項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った利用者等に対し交付しなければならない。
- 5 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者等の同意を得なければならない。

(サービスの利用に当たっての留意事項)

第9条 サービスを利用するにあたって、利用者は他の利用者の権利を尊重し、多大な迷惑や害を及ぼすことをおこなってはならないものとする。

(緊急時等の対応方法)

第10条 事業所の従業者は、本サービスの提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、防火管理者を定めるとともに、非常災害が起きた場合に備えて、消防計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 前項の計画に基づいて、定期的に避難・救出訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第12条 事業者は、提供した本サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するとともに、苦情解決の体制を整備するものとする。

2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業者は、提供した本サービスに関し、法の定めるところにより、市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは本サービス事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 事業者は、提供した本サービスに関し、法の定めるところにより、都道府県知事が行う報告若しくは指定生活介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の

命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業者は、社会福祉法第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 13 条 事業者は、事業所において利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知徹底

(業務継続計画の策定に関する事項)

第 14 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時においても、利用者に対する必要なサービスを継続的に提供できる体制を構築するための、業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

(感染症対策に関する事項)

第 15 条 事業者は、事業所において感染症の発生及びまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の定期的な開催及びその結果について従業者への周知
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練の定期的な実施

(身体拘束等の禁止)

第 16 条 事業者は、本サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
- 3 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
  - (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

- 第17条 事業者は、適切に本サービスが提供できるよう従業者の勤務体制を整備するとともに、従業者の資質向上を図るため、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
  - (2) 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
  - 3 事業者は、雇用契約においては、従業者であった者が従業者でなくなった後においても、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持すべき旨を定めるものとする。
  - 4 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存する。
  - 5 事業者は、利用者に対する本サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該居宅介護等を提供した日から5年間保存するものとする。
  - 6 この規程に定めるほか、事業所の運営に関する重要事項については、事業者と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。